エリア別ブランディング事業ブランドコンセプトロゴマーク等作成業務委託仕様書 (案)

1. 業務の目的及び概要

「エリア別ブランディングプロジェクト」において取りまとめた仙台市の4つのエリア (西部エリア秋保地区、西部エリア作並・定義地区、中心部エリア、東部エリア)のブランドコンセプトの認知度向上や情報発信能力の強化等を図るため、ロゴマーク等を制作する。

2. 委託期間

契約日~令和6年3月15日(金)

3. 業務履行場所

発注者の指定する場所

4. 業務内容

(1) 各エリアのロゴマークの制作

「エリア別ブランディングプロジェクト」に基づく仙台市のエリアの魅力を活用するため、4エリア(西部エリア秋保地区、西部エリア作並・定義地区、中心部エリア、東部エリア)のブランドコンセプトを発信するためのロゴマークを、エリアごとに制作すること。

【ロゴマークに求める条件】

- ・各エリアのブランドコンセプト (別紙参照) に記載されている内容を踏まえたデザインであること。
- ・各エリアの特徴(例:歴史、文化、自然、過ごし方等)が表現されたデザインであること。
- ・ロゴマークは、各エリア単体での活用と、4 エリア一体での活用の双方を想定したデザインであること。
- ・印刷物、ホームページ等への掲載、のぼり旗等、幅広い用途において活用しやすい ものであること。
- ・ロゴマークは未発表かつ自作のものとし、第三者の著作権や商標、その他の権利を 一切侵害しないものであること。
- ・モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高くロゴマークの区別ができるデザインとすること。
- ・日本語表記の他、外国語表記のロゴマークも作成すること。
- ・最終デザインは各エリアで開催されるブランド推進会議の意見交換を踏まえ、市と

協議のうえ、決定するものとする。

(2) ロゴマニュアルの制作

決定したロゴマークを使用するにあたってのマニュアルの制作を行うこと。

【マニュアル項目】

- ・デザインコンセプト
- ・ロゴマーク表示色の指定(カラー/モノクロ含む)
- ・シンボルマーク (カラー/モノクロ)
- ・ロゴタイプ (カラー/モノクロ)
- シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ
- 清刷データ
- ・ネガティブ(反転)表示パターン
- ・余白(アイソレーションエリア)の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定
- (3) 成果物の納品及び納期
 - ① 納品

制作したロゴマーク等の成果物を AI データ及び PDF データ形式の印刷用原稿データで CD-R 等電子媒体にて納品すること。また、マニュアルについては、製本したもの 1 部及び CD-R 等電子媒体で提出すること。なお、制作したロゴマーク等は、JPEG、GIF、PNG のいずれかの画像形式データでも提出すること。

② 納期限

令和6年3月15日(金)

③ 納入場所

仙台市観光課

5. 各書類提出の納入について

(1) 積算内訳書の提出

契約後、詳細な積算内訳書を提出すること。変更契約を行った場合も同様とする。

(2) 事業計画書の提出

契約締結後速やかに本委託業務のスケジュール及び事業計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

6. 業務遂行上の留意点

(1) 取扱い

著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。

(2) 特記仕様書

本仕様に記載のない仕様については、受託者の提案を受けて受託者と市が協議の上決 定し、本業務委託にあたり採択された提案書を特記仕様書として取り扱う。

(3) 届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・市から届出又は報告を求められたとき

(4) 打合せ等の実施

受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、業務履行にあたって の調整または確認を行うため、随時打合せを実施すること。また、4 エリアのブランドコ ンセプト推進会議に出席すること。

①東部エリア

令和6年1月25日(木)15時~17時

宮城野区役所

②西部エリア秋保地区

令和6年1月30日(火)17時~19時

秋保・里センター

③西部エリア作並・定義地区 令和6年1月31日(水)10時~12時

仙台市宮城西市民センター

④中心部エリア

令和6年2月1日(木)15時~17時

(公財) 仙台観光国際協会

(5) 環境への配慮

受託者は業務の履行にあたり、「仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(6) 注意義務

受託者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

7. 著作権に関する事項

- ・受託者は、第4項(3)で定める成果物に係る、著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。
- ・受託者が第4項(1)の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止するが、仙台市の誘客やシティプロモーションに寄与すると想定されるものについて

は、事前に仙台市に対して通知し、その可否及び条件について別途仙台市と協議するものとする。

8. 委託料の支払い

市は、第4項(3)に定める成果物について、検査合格後委託料を支払うものとする。

9. 業務に関する提案

受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第 1 項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイディア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

10. 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度市と受託者との協議により決定するものとする。